

京情審答申第58号
平成18年9月20日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 錦織成史

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年11月25日付け7文教第1265号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした部分のうち別表の部分を公開すべきである。その余の判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成16年9月21日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「宗教法人の現在の寺院規則、現在の責任役員の名簿、平成11年度から平成15年度までの決算書」を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 実施機関は、本件公開請求のうち、「現在の責任役員名簿及び平成11年度から平成15年度までの決算書」（以下「本件公文書」という。）について、平成16年11月19日、条例第10条第2項の規定により、非公開（公開請求拒否）決定処分を行ったところ、平成16年12月9日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に異議申立てを行った。
- 3 実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問の上、審査会の答申（平成17年8月4日付け京情審答申第53号）を尊重し、平成17年10月14日、非公開決定処分を取り消し、平成17年10月28日、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 4 平成17年11月8日、異議申立人は、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 5 平成17年11月25日、実施機関は、条例第17条の規定により、審査会に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、実施機関が条例第6条第3号に規定する非公開情報に該当するとして非公開としたことは妥当ではなく、本件処分の取消しを求めるといふものである。

第4 異議申立人の主張要旨

他の決算書についても作成時期に疑問を感じる。 の決算書には法第25条違反の疑いがある。実施機関は保身のため と共謀し、遡及して決算書を作成し、虚偽の決算日及び提出日を記載した可能性が大きい。

は、異議申立人が情報公開を申請した数日後には既に情報公開請求者の存在を知っていたことは明白である。実施機関は、 に情報公開請求者の存在を内通したことは明白である。

情報公開決定以前に当該第三者()に情報公開請求者の存在(当然氏名も判明することは明らかである)を知らせたことは公務員の守秘義務違反である。

実施機関は、情報公開請求者の存在や氏名を当該第三者に通知することは条例第14条の規定により守秘義務違反でないと主張しているが、条例第14条にも違反している。即ち、情報公開決定以前に情報公開請求者の存在や氏名を当該第三者に通報できない。

実施機関は 宗教団体と内通して公務員の守秘義務に違反し、情報公開請求者のプライバシーを保護する責任を忘れ、宗教法人にもプライバシーがあるなどと主張し、宗教法人のことばかり気にしている。

公務員は、宗教法人のプライバシー云々を主張する前に、まず申請者個人のプライバシーを守る責任がある。情報公開請求者のプライバシー保護義務違反は重大な責任問題であり、指導的立場にありながら個人情報保護の精神を忘れてしている。

実施機関は、少なくとも審議会に対し、 の決算書原本を提出すべきである。事実を確認しないで、審議をしても空想の議論である。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 宗教法人事務所備付け書類の写しの提出制度について

宗教法人は、法第25条第2項の規定により、財産目録、役員名簿等を事務所に備え付ける義務があり、また、同条第4項では、その写しを所管庁に提出しなければならない旨規定している。本件公文書はこの一部である。

これらの事務所備付書類の閲覧については、法第25条第3項に、信者その他の利害関係人であって、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときには、閲覧されなければならない旨規定

されており、一般的には公にされていない書類である。

これには、宗教法人の備付書類に関する情報を、宗教法人の管理運営に関わりを有しない第三者等が、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する干渉などにより、自由な宗教活動や自立的な運営に影響を及ぼし、憲法第20条で保障する信教の自由を害するおそれがないようにするために、この書類が保護に値するものであり、秘匿の必要性があることを示すものとの文化庁の見解がある。

また、所轄庁に提出された書類の取扱いについては、法第25条第5項の規定により、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることのないように特に留意することが求められている。

2 宗教活動に係る決算書類について

宗教法人の決算書類は、宗教法人事務所備付書類の一つであり、決算書の作成については、民法法人に適用される公益法人会計基準のような統一された基準が定まっていなかったため、内容等は、法人が自主的に判断し作成しているところである。

宗教法人の経常収支報告書は、法人の宗教活動の事務的・財政的表現であることを含む書類であり、一般に公開されると、宗教活動の規模、法人の財務状況等が明らかになり、宗教活動の態様に対する誹謗中傷など、自由な宗教活動を妨害するための材料となるなど、宗教法人及び信者等の関係者の自由が害されるおそれがある。

なお、信教の自由とは心の問題であり、所轄庁が、宗教活動の範囲について具体的に定義できるものではなく、情報公開の判断は、慎重にされるべき問題である。

また、記載内容（個々の項目等）は、宗教法人の本来事業（宗教活動）について宗教法人が自主的に決定したものであり、様式的な内容以上の判断を所轄庁が加えること自体が、宗教活動を定義することにつながり、信教の自由への侵害と受け取られかねないと考える。

3 収益事業に係る部分について

宗教法人は、法に基づき、本来の目的の宗教活動の他に公益事業及び公益事業以外の事業を行うことができるとされているが、法第6条により、その収益の用途は限定されている。

賃借家賃収入支出計算書については、本件の場合、法人規則に不動産貸付事業を行っている旨の記載はないが、不動産登記事項証明で、事業を行っていることは一定公知である。また、宗教法人も公益法人であることから、宗教活動に係るもの以外の部分については、他の民法法人や学校法人の情報公開事例に基づき、収支の総額について公開を行った。しかし、貸付けの形態や実際の取引先については、個々の契約内容によるものであり、法人の取引の信用にかかわる情報である。また、個々の項目の金額については、通常知ることのできない法人の

内部管理情報であり、公開することで、法人の正当な利益を損なうおそれがある。

4 異議申立人のその他の主張について

賃貸借収支決算書が提出されたのは、平成15年度分からであり、規則に事業として記載がないため、この時点まで把握していない。また、遡及し平成14年度以前の賃貸借収支決算書の写しの提出を求めることは行っていない。法人に対し事業として規則に規定するよう指導を行っているところである。

からの提出書類の受理印は、 から郵送された提出書類が実施機関に到達した日に押印したものであり、受理印の日付けは書類到達日を示すものである。一方、書類作成日は法人が記載したものである。

事務所備付書類の提出は、決算終了から4ヶ月以内に所轄庁に提出することとなっており、当該提出書類の日付けが、実際の作成日と異なった日付けの記載であったとしても、受理日において決算終了時点の内容であることが確認できたことから、補正を求めず、そのまま受理したものである。

本書類は、あくまで法人が備え付けている書類の「写し」の提出であり、条例にのっとり、原文のまま公開したものであり、実施機関が と共謀し、作成日等を操作することは全く意味のないことである。

また、 に対しては条例第14条第1項の規定により第三者意見照会を行った。これは、 が信教の自由を理由に本件公文書の部分公開に反対することも考えられることから、争訟の機会を与えるという意味で意見照会を行ったものである。本件では、反対の意思を表示した意見書の提出が無かったため、通常どおり公開実施を行ったが、仮に、反対の意思を表示した意見書の提出があれば、条例の規定どおり、公開実施までに最低2週間の期間を設けなければならないところであった。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、

府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、実施機関が条例第6条第3号に規定する非公開情報に該当するとして非公開としたことは妥当ではない旨主張していることから、実施機関が条例第6条第3号に規定する非公開情報に該当するとして非公開とした部分について、以下検討することとする。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、が法第25条第4項の規定により実施機関に提出した書類のうち、平成15年度の役員名簿及び平成11年度から平成15年度までの収支計算書である。収支計算書については、経常費報告書の他に、平成12年度分には財産目録が、平成15年度には特別会計賃借家賃収入支出決算書がそれぞれ含まれている。

本件公文書のうち実施機関が条例第6条第3号を理由に非公開としたのは、平成15年度の役員名簿のうち法類総代の氏名、各年度の経常収支報告書のうち項目、金額及び摘要欄の記載内容、欄外記載事項並びに法人の印影、財産目録のうち数量・面積等及び金額欄の内容並びに預貯金等の預入先金融機関名並びに特別会計賃借家賃収入支出決算書のうち項目及び合計金額を除く部分並びに欄外記載事項である。

なお、平成15年度の役員名簿中の法類総代の氏名については、条例第6条第3号と併せて同条第1号にも該当するとして非公開としているところである。本件申立てが同条第3号の該当性に対するものであり、同条第1号については主張されていないことから、結論において非公開であることには変わりがないため、同条第3号該当性についての判断は行わないこととする。

(2) 条例第6条第3号について

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めている。

(3) 条例第6条第3号該当性について

信教の自由については、憲法第20条第1項において「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」とされているおり、法はこの憲法の趣旨を踏まえて整備されているところである。また、宗教法人から実施機関へ提出された書類の取扱いについても、法第25条第5項において「所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」と規定されているところである。

宗教法人は、特定の宗教を信じる者が集まって組織されている法人であり、憲法及び法の趣旨を考慮すると、その宗教活動に対しては特別に強い程度で自立性が保障されていると考えられる。したがって、宗教法人に係る公文書について条例第6条第3号の「正当な利益」に該当するか否かを判断するに当たっては、「正当な利益」の範囲を通常の経済活動を行う団体よりも広く判断し、他の団体との競争に留まらず、どのような宗教活動を行うかということも含めて特別に高度な自立性を保障すべきであるという観点から判断する必要がある。

宗教法人の収支計算書は、宗教法人が自立的に決定した項目にしたがってその財産運用をするということを示し、そのことは宗教活動を財務面から示していることも否定できない。ただし、別表に掲げる部分については、適正な経理を行っているということを示すものではないことから、公開しても法人の正当な利益を害するおそれはないものと判断するのが相当である。したがって、既に公開されている部分及び実施機関が非公開とした部分のうち別表に掲げる部分を除いては、宗教法人の宗教活動に関わる部分であり、特に当該宗教法人が積極的に公表していない場合においては、先に述べた観点から、公開すると当該宗教法人の正当な利益を害するおそれがある。また、宗教法人の印影に関しても、宗教法人の活動に重要な役割を果たしているものと考えられ、公開すると印影の複製等によって当該宗教法人の正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は条例第6条第3号に規定する非公開情報に該当すると認められる。

したがって、別表に掲げる部分を除き非公開とすることが妥当で

ある。

3 結論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表

公開すべき部分
・「平成11年度 経常費報告書」、「平成12年度 経常費報告書」、「平成13年度 経常費報告書」、「平成14年度 経常費報告書」、「平成15年度一般会計 経常費収支報告書」及び「平成15年度特別会計賃借家賃収入支出決算書」のうち、欄外記載事項の「*」の1行目

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年11月25日	諮問書の受理
平成18年 1月10日	実施機関の理由説明書の受理
平成18年 1月30日	異議申立人の意見書の受理
平成18年 2月21日	第1回審査会
平成18年 3月24日	第2回審査会
平成18年 4月25日	第3回審査会
平成18年 6月27日	第4回審査会
平成18年 8月 8日	第5回審査会
平成18年 9月20日	答 申